

## ○明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

〔平成5年7月15日〕  
規則第40号

改正	平成7年6月26日規則第21号	平成7年12月14日規則第32号
	平成9年6月5日規則第25号	平成10年3月30日規則第7号
	平成11年12月24日規則第57号	平成14年5月31日規則第37号
	平成16年3月25日規則第5号	平成16年4月1日規則第29号
	平成16年10月25日規則第46号	平成18年1月5日規則第1号
	平成21年3月23日規則第21号	平成21年3月31日規則第52号

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 明石市資源循環推進審議会（第2条の2—第2条の8）
- 第3章 ごみ減量推進員（第2条の9—第2条の11）
- 第4章 一般廃棄物の適正処理（第3条—第5条の2）
- 第5章 一般廃棄物処理手数料等（第6条—第9条）
- 第6章 産業廃棄物の処分（第10条—第12条）
- 第7章 一般廃棄物処理業等（第13条—第17条）
- 第8章 雑則（第18条—第20条）

### 附則

#### 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この規則は、明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和46年条例第57号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

**第2条** この規則における用語の意義は、条例における用語の例による。

#### 第2章 明石市資源循環推進審議会

（審議会の会長及び副会長）

**第2条の2** 明石市資源循環推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

**第2条の3** 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 審議会の会議は、原則として公開とする。

（庶務）

**第2条の4** 審議会の庶務は、環境部資源循環課が行う。

（委任）

**第2条の5** この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（市民公募に関する基本的事項）

**第2条の6** 審議会の委員に応募することができる市民は、18歳以上の市内在住の者（外国人登録をしている者を含む。）で、既に他の審議会の委員の職にない者とする。ただし、審議会における会議の効果的な運営又は委員の専門性、継続の必要性の観点等から、市長が必要と認める場合には、この限りでない。

2 公募する委員の人数は、原則として3人以上とし、審議会における他の委員の人数との均衡に配慮して決定するものとする。

(募集方法)

**第2条の7** 市民公募を実施する場合には、広報紙等により周知し、幅広い市民の参画が得られるよう配慮するものとする。

2 広報紙等による周知項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 審議会の名称
- (2) 審議会の設置目的
- (3) 審議事項
- (4) 会議の開催回数等
- (5) 報酬の有無
- (6) 公募人数及び資格要件
- (7) 選任の時期及び任期
- (8) 選考方法（小論文、面接等）
- (9) その他必要と認める事項

(選考方法)

**第2条の8** 公募委員の選考方法は、次の各号に掲げるもののうちから審議会の設置目的、性格等を考慮して決定するものとする。

- (1) 小論文による選考
- (2) 書類審査による選考
- (3) 面接による選考

2 選考審査については、別に定める審査基準により、公正かつ適正に行うものとする。

3 選考結果については、応募者全員に通知するものとする。

### 第3章 ごみ減量推進員

(ごみ減量推進員)

**第2条の9** 市長は、一般廃棄物の減量、再生利用の促進及び適正な処理その他環境美化衛生について、地域との連携を保ちつつ推進するとともに、市民のごみ問題に対する意識の高揚を図るため、そのことについて理解と熱意のある者のうちから、ごみ減量推進員を委嘱することができる。

2 ごみ減量推進員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(活動)

**第2条の10** ごみ減量推進員は、市民と行政をつなぐ地域の指導者として、次の活動を行う。

- (1) 一般廃棄物の減量、再生利用の指導及び推進
  - (2) 資源物（廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することを目的として市長が行う廃棄物等の収集において、分別して収集する物をいう。以下同じ。）の再生利用の推進
  - (3) 不法投棄の防止、発見及び市への通報
  - (4) 地域の清潔の保持
  - (5) その他一般廃棄物の減量及び資源物の再生利用のための市の施策への協力
- (解任)

**第2条の11** 市長は、ごみ減量推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、任を解くことができる。

- (1) 居住地区から転出したとき。
- (2) ごみ減量推進員が辞退を申し出たとき。
- (3) 心身の故障のため、任務の遂行に支障があると認めるとき。
- (4) 生活環境の保全及び公衆衛生の向上に反する行為をしたとき又はごみ減量推進員としてふさわしくない行為をしたと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が任を解く必要があると認めるとき。

### 第4章 一般廃棄物の適正処理

(一般廃棄物の処理の申し込み)

**第3条** 一般廃棄物の収集、運搬及び処分をしようとする者は、次に掲げる区分及び方法により、あらかじめ市長にその旨を申し込まなければならない。

(1) 口頭等により行うもの

ア 粗大ごみ

イ 犬猫等の小動物の死体

ウ 臨時にくみ取りを必要とするし尿

(2) 自治会等を通じて行うもの 屋外一斉清掃に伴う土砂等

(事業用建築物)

**第4条** 条例第6条の2第1項に規定する規則で定める事業用建築物は、次の各号のいずれかに該当する建築物とする。

(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物

(2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗

(事業用建築物所有者等及び多量排出事業者の計画書)

**第4条の2** 条例第6条の2第1項に規定する事業用建築物の所有者等及び廃棄物多量排出事業者は、毎年5月31日までに、その年の4月1日から翌年の3月31日までの間における事業用建築物等から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関し、次に掲げる事項を記載した計画書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

(2) 事業用建築物等の名称及び所在地

(3) 事業系一般廃棄物の発生量の見込み及び処理の方法

(4) 事業系一般廃棄物の減量の方策及び目標

(5) 事業系一般廃棄物及び再生利用が可能なものの保管場所

(6) 前各号に掲げるもののほか、事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関し、市長が必要と認める事項

2 前項の計画書を変更したときは、変更の日から10日以内に、変更に係る計画書を市長に提出しなければならない。

(事業系一般廃棄物管理責任者)

**第4条の3** 条例第6条の2第3項に規定する事業系一般廃棄物管理責任者は、事業用建築物等から生ずる事業系一般廃棄物の管理について責任を有するものでなければならない。

2 条例第6条の2第3項に規定する事業系一般廃棄物管理責任者の届出は、その選任の日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

(1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

(2) 事業用建築物等の名称及び所在地

(3) 事業系一般廃棄物管理責任者の氏名、役職名及び選任年月日

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(排出禁止物)

**第5条** 条例第7条第1項第9号に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものをいう。

(1) 引越し、庭木の剪定等により臨時的又は一時的に多量に排出するものとして収集を困難にするもの

(2) 処理施設で処理できないもの

(3) その他市長が不相当と認めるもの

(廃棄物搬入の承認申請)

**第5条の2** 条例第8条の2第1項（条例第11条第2項において準用する場合を含む。）に規定する承認の申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

(2) 搬入者の氏名及び車両番号

(3) 搬入する廃棄物の種類及び発生場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の承認をする場合においては、必要な条件を付することができる。

第5章 一般廃棄物処理手数料等

(粗大ごみ処理手数料及び排出方法)

**第6条** 条例別表第1に掲げる粗大ごみ処理手数料の額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 市長は、あらかじめ粗大ごみの手数を納付した者に粗大ごみ処理券(様式第1号)を交付する。
- 3 粗大ごみの収集、運搬及び処分を申し込んだ者は、排出する粗大ごみごとに当該粗大ごみの処理手数料に応じた枚数の粗大ごみ処理券を添付し、市長の指定する日時及び場所に当該粗大ごみを持ち出すものとする。

(一般廃棄物処理手数料の徴収の方法)

**第7条** し尿に係る処理手数料は、定額のし尿処理券(様式第1号の2)により徴収する。

- 2 動物の死体の処理並びに従量によるし尿の処理及び浄化槽汚泥の搬入に係る一般廃棄物処理手数料は、納入通知書により徴収する。
- 3 粗大ごみに係る処理手数料は、定額の粗大ごみ処理券により徴収する。
- 4 前3項以外の一般廃棄物処理手数料は、処理の都度徴収する。ただし、これにより難いと市長が認めるものについては、この限りでない。
- 5 第2項に規定する一般廃棄物処理手数料は、納入通知書を発行した日から起算して20日以内に納入しなければならない。

(従量の対象とする事業所等及び仮設便所の範囲)

**第8条** 条例別表第1備考第2項に規定する事業所等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 官公署、学校、会社、工場、病院、診療所、映画館、旅館、遊技場その他これらに準ずるもの
  - (2) その他市長において定額で徴収することが適当でないと認めるもの又は次項の規定に該当しないもの
- 2 条例別表第1備考第2項に規定する仮設便所の範囲は、次のとおりとする。
    - (1) 建設工事等の事業活動に伴い一時的に設置する便所で、便器と便槽が一体で移設が容易なもの
    - (2) その他市長において従量の対象となる仮設便所とすることが適当であると認めるもの

(一般廃棄物処理手数料の減免)

**第9条** 条例第10条の規定により一般廃棄物処理手数料を減免することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 処理を受けようとする者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第12条の規定により生活扶助を受けているとき。
- (2) 処理の対象となる一般廃棄物が天災等の原因により生じたものであるとき。
- (3) その他市長が認めたとき。

2 前項の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、市長に一般廃棄物処理手数料減免申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 前項第1号に該当するとき 生活保護受給証明書
- (2) 前項第2号に該当するとき 公的機関が発行するり災証明書等

3 市長は、一般廃棄物処理手数料の減免を承認した場合は、申請者に対し減免承認書を交付するものとする。ただし、し尿に係るものについては、この限りでない。

第6章 産業廃棄物の処分

(市が処分する産業廃棄物)

**第10条** 条例第11条第1項に規定する市が処分する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。以下同じ。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 紙くず
- (2) 繊維くず
- (3) 植物性残さ
- (4) 動物性残さ(魚腸骨に限る。)
- (5) ガラスくず及び陶磁器くず
- (6) 汚泥(上下水道汚泥に限る。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準を満たさないものは、市が処分する産業廃棄物としない。

- (1) 前項第1号から第5号までのものについては、処分申請者当たりの合計量が1月20トン以下のもの
- (2) 質にあつては、含水率が80パーセント以下のものかつ腐敗、悪臭等のおそれのないもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第12条に規定する産業廃棄物処理基準を満たすもの
- (3) 排出者にあつては、従業員数が100人以下の事業所で、市内にその主たる事務所を有するもの又は市長が認めた公共団体等
- (4) 前項第6号にあつては、明石クリーンセンターの焼却可能な範囲内のもので、環境部長が定める量以下のもの

(産業廃棄物の処分の申込み)

**第11条** 条例第11条第2項において準用する同条例第8条の2第1項の規定に基づき承認を受けようとする産業廃棄物が製品の製造工程において生じたものであるときは、承認の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 製造工程図
- (2) 使用原材料の成分一覧表又はその分析結果表
- (3) 有害物質等が製造工程において混入しないことを明らかにする書類
- (4) 有害物質の含有量試験結果表
- (5) 有害物質の溶出試験結果表
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前条第2項第3号に規定する排出者が条例第11条第2項において準用する同条例第8条の2第1項の承認を受けて処分しようとする産業廃棄物を自ら搬入できないため、法第12条第3項の規定に基づき産業廃棄物収集運搬業者(市内に事務所を有する者に限る。)に委託して搬入しようとするときは、承認の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 処分しようとする産業廃棄物の処理に関する委託契約書の写し
- (2) 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(産業廃棄物の処分費用)

**第12条** 条例第12条に規定する産業廃棄物の処分費用は、処理の都度徴収する。ただし、公共団体の施設から排出される産業廃棄物の処分費用については、市長が指定する期日までに納入通知書により徴収する。

第7章 一般廃棄物処理業等

(一般廃棄物収集運搬業等の許可の申請)

**第13条** 条例第13条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可、一般廃棄物処分業の許可、一般廃棄物収集運搬業の許可の更新及び一般廃棄物処分業の許可の更新の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)
- (2) 事務所及び事業場の名称及び所在地
- (3) 事業の種類及び取扱廃棄物の種類
- (4) 一般廃棄物の積換場、処理場、洗車場(浄化槽汚泥の収集運搬業を除く。)、車庫等の構造、所在地及び付近の見取図
- (5) 自動車その他作業用具の種類及び数量
- (6) 従業員の数並びに1日の作業能力及び作業計画
- (7) 処理の方法
- (8) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本並びに役員、法第7条第5項第4号りに規定する政令で定める使用人及び発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主若しくは出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があつては株主若しくは出資者の住民票の写し又は外国人登録済証明書
- (2) 申請者が個人である場合には、申請者(申請者が一般廃棄物処理業の営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人を含む。)及び法

第7条第5項第4号ヌに規定する政令で定める使用人の住民票の写し又は外国人登録済証明書

(3) 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまで（トを除く。）のいずれにも該当しない旨を記載した書類

(4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項各号に規定する事項及び前項の添付書類の記載事項に変更があったときは、変更の日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可の申請)

**第13条の2** 条例第13条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物処理業」という。)の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)

(2) 許可の年月日及び許可番号

(3) 変更の内容及び理由

(4) 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力

(5) 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(一般廃棄物処理業に係る変更の届出)

**第13条の3** 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)は、第13条第1項各号(第3号を除く。)に規定する事項及び同条第2項の添付書類の記載事項に変更があったときは、変更の日から10日以内に、市長に変更届を提出しなければならない。

2 前項の変更届には、変更の内容を明らかにする書類及び図面を添付しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可証の交付)

**第13条の4** 市長は、一般廃棄物処理業の許可、一般廃棄物処理業の許可の更新又は一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可をしたときは、許可証(様式第3号)を交付するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による変更の届出が許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな許可証を交付するものとする。

(一般廃棄物処理業の許可証の再交付等)

**第13条の5** 一般廃棄物処理業者が許可証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、速やかに市長に再交付の申請書を提出し、許可証の再交付を受けなければならない。この場合において、破損又は汚損により許可証の再交付を受けようとする者は、その破損し、又は汚損した許可証を申請書に添付しなければならない。

2 紛失により許可証の再交付を受けた者が、その紛失した許可証を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

(一般廃棄物処理業に係る廃止の届出等)

**第13条の6** 一般廃棄物処理業者は、その事業の全部又は一部を廃止したときは、廃止の日から10日以内に、その旨を文書により市長に届け出なければならない。

2 市長は、一般廃棄物処理業者による事業の一部の廃止の届出が許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな許可証を交付するものとする。

(一般廃棄物処理業の許可証の返還)

**第13条の7** 一般廃棄物処理業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

(1) 許可の有効期間が満了したとき。

(2) 事業の全部を廃止したとき。

(3) 事業の範囲の変更の許可を受けたとき。

(4) 許可を取り消されたとき。

(5) 第13条の4第2項の規定により新たな許可証の交付を受けたとき。

2 一般廃棄物処理業者は、その事業の全部の停止を命じられたときは、許可証を一時市長に返還しなければならない。

(浄化槽清掃業の許可の申請)

**第14条** 条例第13条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、市長に次の事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 営業所の所在地
- (3) 事業の用に供する施設の概要
  - ア 事務所、車庫等の構造、所在地及び付近の見取図
  - イ 自動車及び作業器具の種類及び数量
  - ウ 従業員の数並びに1日の作業能力及び作業計画
  - エ 処理の方法
  - オ その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本並びにその業務を行う役員の住民票の写し又は外国人登録済証明書
- (2) 申請者が個人である場合には、申請者（申請者が浄化槽清掃業の営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人を含む。次号において同じ。）の住民票の写し又は外国人登録済証明書
- (3) 申請者が浄化槽法第36条第2号イからヌまで（ホを除く。）のいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (4) 申請者が浄化槽に関する専門的知識、技能及び2年以上実務に従事した旨を記載した書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 第1項に規定する事項又は前項の添付書類の記載事項に変更のあったときは、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(浄化槽清掃業の許可の期限)

**第15条** 浄化槽法第35条第2項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の期限は、2年とする。

(浄化槽清掃業の許可証の交付等)

**第16条** 第13条の4、第13条の5又は第13条の7の規定は、それぞれ浄化槽清掃業の許可証の交付、再交付又は返還について準用する。

(浄化槽清掃業の廃止の届出)

**第17条** 浄化槽清掃業の許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）は、その事業の全部又は一部を廃止したときは、廃止した日から30日以内に、その旨を文書により市長に届け出なければならない。

2 市長は、浄化槽清掃業者による事業の一部の廃止の届出が許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな許可証を交付するものとする。

## 第8章 雑則

(報告の徴収)

**第18条** 一般廃棄物処理業者（浄化槽清掃業者及び浄化槽汚泥の収集運搬業の許可を受けた者（以下「浄化槽汚泥収集運搬業者」という。）を除く。）は、毎月末までに、その前月中における一般廃棄物の収集運搬又は処分に関し、一般廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）
- (2) 許可番号
- (3) 収集又は運搬の場合
  - ア 受入先及び受入先ごとの受入量
  - イ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
- (4) 処分の場合
  - ア 受け入れた場合には、受入先及び受入先ごとの受入量
  - イ 処分した場合には、処分方法ごとの処分量
  - ウ 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項に規定する報告は、電子計算機を使用して、確実に記録した磁気ディスクを市長に提出することにより行うことができる。
- 3 浄化槽管理者(浄化槽法第7条に規定する浄化槽管理者をいう。)又は浄化槽清掃業者は、浄化槽を新しく管理することになったとき、浄化槽の管理内容を変更したとき、浄化槽を廃止したときその他市長が必要と認めたときは、別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。
- (1) 報告者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)
- (2) 浄化槽管理者の氏名及び住所
- (3) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者の名称
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 4 前項に定めるもののほか、浄化槽清掃業者及び一般廃棄物収集運搬業者(浄化槽汚泥収集運搬業者に限る。)は、毎月10日までに、その前月中における浄化槽の清掃及び浄化槽汚泥の収集運搬に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)
- (2) 浄化槽の設置者又は管理者の氏名又は名称、設置場所、汚泥量及び清掃実施日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (立入検査員証)

**第19条** 条例第15条第2項に規定する証明書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(環境事業指導員)

**第19条の2** 次に掲げる職務を行わせるため、本市に環境事業指導員を置く。

- (1) 廃棄物の減量、廃棄物又は資源物の再生利用及び適正処理に関する意識の普及
- (2) 収集及び運搬並びに作業に係る計画の指導
- (3) 一般廃棄物処理計画に基づき本市から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者及び一般廃棄物収集運搬業者の行う収集運搬作業の指導
- (4) 廃棄物を排出する際の容器等の適正な取扱い及び廃棄物集積場所の清潔保持の指導

- (5) 市民からの苦情の処理、廃棄物の不法投棄の防止その他生活環境の清潔保持に必要な事項
- 2 環境事業指導員は、環境部の職員のうちから市長が任命する。
- 3 環境事業指導員は、その職務を行うに当たり常時身分証明書(様式第5号)を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- (補則)

**第20条** この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年6月26日規則第21号)

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則(平成7年12月24日規則第32号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成8年1月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、現に存する従前の様式によるし尿処理券は、なお当分の間、使用することができる。

附 則(平成9年6月5日規則第25号)

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則(平成10年3月30日規則第7号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年12月24日規則第57号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条第1項及び第2項の改正規定並びに第17条を削る改正規定は、平成12年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）の施行前に行われた一般廃棄物処理業等の許可申請等に係る手数料の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 14 年 5 月 31 日規則第 37 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の相当規定によってしたものとみなす。

3 この規則施行の際、現に改正前の規則の規定により交付されている許可証については、改正後の規則に規定する許可証とみなす。

附 則（平成 16 年 3 月 25 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条、第 6 条、第 7 条、別表及び様式第 1 号の改正規定は平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 29 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 10 月 25 日規則第 46 号）

この規則は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 1 月 5 日規則第 1 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過処置）

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる明石市資源循環推進審議会は、この規則による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 2 条の 3 第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成 21 年 3 月 23 日規則第 21 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日規則第 52 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

種目	番号	品目	手数料 (円)
1 家庭電気製品	1	食器乾燥機	300
	2	食器洗浄機	300
	3	ズボンプレスサー	300
	4	掃除機	300
	5	電子レンジ	600
2 冷暖房機器	1	こたつ	300
	2	こたつ天板	300
	3	ストーブ	300
	4	扇風機	300
	5	ファンヒーター	600
	6	オイルヒーター	600
	7	冷風機	600
3 OA機器	1	ファックス	300
	2	プリンター	300
	3	ワードプロセッサ	300
4 音響機器・楽器類	1	オーディオコンポ	900
	2	オルガン	1,500

	3	カラオケセット	900
	4	電子ピアノ	1,500
5 家具・敷物類	1	アコーディオンカーテン	600
	2	衣装ケース	300
	3	いす (ソファーを除く)	300
	4	キャビネット	300
	5	鏡台	600
	6	げた箱	900
	7	サイドボード	600
	8	座いす	300
	9	じゅうたん	300
	10	収納ボックス	300
	11	食器棚	900
	12	すだれ	300
	13	スチールロッカー	900
	14	姿見	600
	15	整理ダンス	600
	16	ソファー (1人掛けのもの)	600
	17	ソファー (2人掛け以上のもの)	1,200
	18	建具 (障子・襖・網戸・アルミサッシ)	300
	19	チャイルドシート	300
	20	つい立て	300
	21	机	600
	22	テーブル	600
	23	テレビ台	300
	24	電気カーペット	600
	25	電話台	300

	26	本棚	900
	27	柳ごうり	300
	28	洋服ダンス	1,800
	29	よしず	300
	30	ラック (収納棚)	300
	31	ワゴン	300
	32	和ダンス	1,800
6 寝具類	1	簡易ベッド	300
	2	敷き布団用マットレス	300
	3	布団 (2枚まで)	300
	4	ベッド (シングルサイズのもの)	600
	5	ベッド (セミダブルサイズ又は二段以上のもの)	1,200
	6	ベッドマットレス (シングルサイズのもの)	300
	7	ベッドマットレス (セミダブルサイズ又は二段以上のもの)	900
	8	ベビーベッド	600
7 台所用品	1	ガスコンロ (2口以上のもの)	300
	2	米びつ	300
	3	流し台	600
8 乗り物類	1	一輪車	300
	2	車椅子	300
	3	三輪車	300
	4	自転車	900
	5	ショッピングカート	300
	6	ベビーカー	300
9 趣味用品・その他	1	アイロン台	300
	2	編み機	600
	3	あんま機 (いす型のもの)	1,200

4	脚立	300
5	健康器具（ウォーカー等）	1,200
6	ゴルフクラブ（10本まで）	300
7	ゴルフバッグ	300
8	草刈機（エンジン付）	900
9	スキー用具（板・ストック（一組までのもの））	300
10	スーツケース	300
11	すのこ	300
12	スノーボード	300
13	すべり台	600
14	製図板	300
15	卓球台	1,800
16	畳	600
17	たらい	300
18	パーソナルコンピューター用ラック	600
19	バーベキューセット	300
20	ビーチパラソル	300
21	ブランコ	900
22	風呂のふた	300
23	ベビーバス	300
24	便座	300
25	ベット小屋	600
26	ポータブル便座	300
27	ミシン	600
28	物置	1,500
29	物干し台	900
30	物干しさお	300

31	浴槽	900
32	その他（最大の辺又は径が50cmを超えるもので、その重さが50kg以下及び体積が1m <sup>3</sup> 以下のもの）	300
33	その他（最大の辺又は径が50cmを超え、かつ重さが50kgを超えるもの）	1,800
34	その他（体積が1m <sup>3</sup> を超えるもの）	1,800

備考

- 1 手数料の欄に掲げる金額は、1品目当たりの単価とする。
- 2 この表に掲げる品目には、当該品目と形状が類似のものを含む。

※ 様式は省略